

令和7年度地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援事業 業務委託契約に係る企画提案公募実施要領

1 趣旨

令和7年度地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援事業業務委託契約に係る委託先の選定に当たり、企画提案公募の手続きについて定めるもの。

2 業務名

令和7年度地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた市町村支援事業

3 業務目的

本事業は、福岡県が令和7年度中に実施する「在宅生活改善調査」の集計結果に基づき、県内市町村の傾向を分析・集約することで、福岡県市町村の地域包括ケアシステムの構築、深化・推進を支援することを目的とする。

さらに、分析結果から明らかになった地域課題・地域特性を踏まえた研修会を開催することで、県内市町村が介護保険事業計画におけるPDCAサイクルを適切に循環させ、その実効性を高める体制を構築することを目的とする。

4 業務内容

別添、仕様書のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 予算規模

6,848,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※ ただし、本契約は、議会における当該契約に係る予算の成立を条件とするものであり、成立した予算の範囲内の委託契約金額をもって契約する。

7 企画提案公募参加資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。（一般競争入札の参加者の資格）
- ② 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和5年3月22日4総厚第23365号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生開始手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

8 スケジュール(予定)

- (1) 募 集 開 始 : 令和7年5月8日(木)
- (2) 質 問 受 付 期 間 : 募集開始~令和7年5月16日(金)15時
- (3) 募集締切(企画提案書提出期限) : 令和7年5月26日(月)15時(必着)
- (4) 受 託 候 補 者 の 選 定 : 令和7年5月29日(木)14時~
- (5) 受 託 候 補 者 の 決 定 : 令和7年6月上旬
- (6) 契 約 の 締 結 : 令和7年6月中旬

9 企画提案公募の応募申込

企画提案公募の応募を希望する者は、令和7年5月26日(月)15時(必着)までに応募書類を持参又は郵送により下記提出先に提出すること。

【提出先】

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課 地域支援係 小畑宛て
--

※ 締切日時を過ぎての提出は一切受け付けません。

10 応募書類

(1) 応募書類

下記ア、イ及びウの書類を1組として、8組(正1組、副7組)を提出すること。

ア 応募申込書(別紙様式)

イ 企画提案書

※ 様式は任意とするが、下記「11 企画提案書の内容」及び12(4)の審査項目を念頭に作成すること。

ウ 見積書

※ 様式は任意とするが、企画提案所や仕様書の内容を網羅したものとする。

※ できる限りわかりやすく詳細な積算内訳を記載すること。

(2) 提出方法等

「9 企画提案公募の応募申込」と同様とする。

なお、郵送の場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(3) 応募書類作成に係る質問の受付及び回答

応募書類作成に係る質問がある場合には、令和7年5月16日(金)15時(必着)までに質問票によりメールで受け付けるものとする。回答は、令和7年5月19日(月)17時から企画提案公募受付期限までの間、福岡県庁ホームページに掲載する。ただし、質問者の独自の企画にかかわる場合は、当該質問者のみにメールにて回答する。

メール送付先は、質問票に記載のメールアドレス宛てとする。

(4) 注意事項

- ・ 応募は、1者につき1件とする。
 - ・ 提出された応募書類は、委託先の選定に関する審査のみに使用する。
 - ・ 提出された応募書類は、返却しない。
 - ・ 応募書類の作成に要した費用、その他当該企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
 - ・ 企画提案書に記載した内容については、今後の契約の基本となるため、実現が確約されることのみ表示すること。
- なお、選定後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があっ

た場合は、選定を取り消すことがある。

11 企画提案書の内容等

(1) 企画提案書の内容

企画提案書は提案業務の質等の評価を受けるため、次の事項を記載すること。

ア 在宅生活改善調査の分析業務

① 企画のコンセプト

- ・分析を通じて得られる知見
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進に与える寄与等

② 事業実施計画

- ・委託業務全体のフロー
- ・業務の各段階における具体的な作業内容、スケジュール

③ 事業の実施体制、運営管理方法

- ・事業実施に係る企画立案体制、運用管理体制
- ・事業を実施する者の職種、氏名、経歴、実績等
- ・緊急時（データ紛失等）の対応体制

④ 事業者の概要に関する資料

- ・今回の企画提案に当たり、共同提案事業者等があれば併せて記載

⑤ 個人情報保護に関する事項

- ・個人情報保護に関する規定等を提示

イ 分析結果に基づく市町村向け研修会に係る業務

① 事業の実施体制

- ・管理体制、研修会当日の役割分担、緊急時の対応等
- ・研修会後のフォローアップ体制（質問対応、情報提供等）

② 研修の企画・内容

- ・講義テーマ、ワークショップの内容
- ・講師の選定理由、スケジュール配分
- ・研修効果の測定方法（アンケート、参加者からのフィードバック）等

12 委託先の選定について

(1) 選定方法

企画書の審査は、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課に設置する「福岡県在宅医療・介護連携従事者支援事業業務委託先候補者審査会」（以下「審査会」という。）により行うものとし、企画提案書の内容を総合的に審査した上で、最も評価点数の高い企画提案を選定し、これを提出した企画提案者を業務委託先の候補者とする。

(2) 審査会

ア 開催日時

令和7年5月29日（木）14：00から（予定）

イ 開催場所

福岡県庁行政14号会議室（福岡県庁舎地下1階）（オンラインでの実施可能）

ウ プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション 20分程度

その後、審査会委員からの質疑 5分程度

計 25分程度

※ 企画提案者が1者の場合など、プレゼンテーションは実施せず、書面審査とすることがある。

※ 各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書受理後、別途連絡する。

(3) 注意事項

- ・ 各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡する。
- ・ プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布することは禁じる。
- ・ 各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することを禁じる。
- ・ 指定の時間に遅れた場合には、評価対象としない。

(4) 審査項目

以下の審査項目等に基づいて総合的な評価を行う。

企画提案書の内容について、審査会を構成する委員ごとに次の表の配点に基づき採点を行い、評価点合計点数（200点）に委員数を乗じた点数の6割以上の点数（以下「基準点」という。）を得た者の中から、合計点数の最も高い1者を委託先候補者として選定する。

なお、応募資格を満たさない提案者は選考の対象としない。

項目	審査のポイント	配点
分析業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県及び市町村が活用しやすいかたちで「在宅生活改善調査」の集計データを分析することができるか。 ・ 県単位及び本県高齢者保健福祉圏域単位で分析をすることができるか。 ・ 分析結果を平易な形で、市町村担当者にもわかりやすいように報告書に落とし込むことができるか。 	60点
研修会業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県が意図する研修のねらいに合致し、研修等の目標を達成できる内容であるか。 ・ 研修受講者の現状やニーズを踏まえたものとなっているか。 ・ 提案された研修内容・運営には、研修受講者の興味を引き出し、研修効果を高めるような効果的な創意工夫がなされているか。 	60点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析・研修を円滑に実施できる体制となっているか。 ・ 応募団体、講師等の経験が分析・研修をするのに十分なものであるか。 	60点
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託仕様書に示された業務内容を満足するものか。 ・ 分析業務及び研修会業務を円滑に実施することが可能なスケジュールとなっているか。 	20点
合計		200点

(5) 同点の場合の取扱いについて

同点で複数の者が最高点となった場合は、その中から、審査会委員の合議により1者を選定する。

(6) 応募者が1者又は無い場合の取扱い

応募者が1者のみであった場合は、プレゼンテーションは実施せず、書面審査とすることがある。その場合においても、審査会委員が12(4)の審査項目に沿って採点を行い、基準点以上の点数をもって、当該応募者を委託先候補者とする。なお、基

準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討するものとする。

(7) 審査結果

審査結果は、審査終了後、各応募者に対し文書で通知する。

13 契約締結について

- (1) 福岡県は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い合意に達した場合に限り、随意契約の方法により、当該合意内容に基づいた見積書をご提出いただきます。当該見積額が予定価格以下であれば、委託契約を締結するものとする。
- (2) 委託業務内容は提出された企画提案書を基本としますが、契約協議の過程で、本県が内容の修正を求めることがある。
- (3) 協議は委託先候補者としての順位が上位の候補者から行い、合意に至らない場合、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として本県に納付するものとする。ただし、次の場合の他、福岡県財務規則第170条の規定に該当する場合は、契約保証金が減免する。
 - ① 契約の相手方が、保険会社との間に、本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する入札に参加するのに必要な資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 その他

- (1) 応募者が応募資格を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載がある場合は、当該応募者は失格となることがある。また、これにより本県が損害を被った場合には、賠償を請求することがある。
- (2) 本業務により作成された成果物の著作権は、本県に帰属するものとし、受託者から提示される研修会資料及び様式の著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、受託者から提示される研修会資料及び様式については、本県が県及び県内の市町村の業務の範囲内で自由に利用することができるものとする。
- (3) 本県が提供した資料及びデータ等については、本県があらかじめ認めた場合を除き、他への流用を禁止する。また、本委託業務による使用後は本県に返還又は消去するものとする（ただし、本県が返還又は消去を免除した場合を除く。）。

15 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
福岡県保健医療介護部 高齢者地域包括ケア推進課
地域支援係 （担当：小畑・市丸）
電話：092-643-3248 FAX：092-643-3253
E-mail：obata-r3628@pref.fukuoka.lg.jp